

[JASA Member News 029 / 2021FY] 緊急事態宣言等に関する周知

1 件のメッセージ

2021年8月13日 16:30

*このメールはJASA会員の連絡ご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

JASA Member News 2021年度 029号をお届けいたします。

»» お手数ですが、ぜひ各記事のご担当者様への転送をお願いいたします ««

- =====
1. 緊急事態宣言等に関する周知
 2. テレワーク等の徹底
 3. 職場における積極的な検査等の実施(資料追加)

=====

『会員ビジネス情報』 会員のビジネス情報を外部発信！

» URL <https://www.jasa.or.jp/members/member-news/>

=====

1. 緊急事態宣言等に関する周知
(経済産業省 情報産業課)

令和3年8月5日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間が変更されました。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

- まん延防止等重点措置を実施すべき区域(～2021年8月31日)
北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20210813_1.pdf

- =====
2. テレワーク等の徹底
(経済産業省 情報産業課)

全国の新規感染者数は、今週先週比が『2.09』と急速な増加が続き、直近の1週間では『10万人あたり約59』と過去最大の規模となっています。(8月11日現在)

事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- 職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、『出勤者数の7割削減』を目指すこと。
- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、『20時以降の勤務を抑制』すること。

また、テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について、以

下のとおり関連するHPを御紹介します。出勤回避の取組に役立てていただければ幸いです。

□ IT導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

□ IT活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

□ 国税庁FAQ（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

=====

3. 職場における積極的な検査等の実施(資料追加)

(経済産業省 情報産業課)

先般、「職場における積極的な検査等の実施手順」について周知させていただいたところですが、その取扱いに係る資料を追加する改正がされました。

○ 職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20210813_2.pdf

○ 職場における積極的な検査等の実施手順に関するQ&A

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20210813_3.pdf

=====

≫ 『JASA Member News』 バックナンバー

https://www.jasa.or.jp/archive/pr_archive/jasa-member-news/

=====

≫ 『会員向けメニュー』

<https://www.jasa.or.jp> (JASAホームページ最上段右手)

⇒ 会員限定サービス ⇒ 会員情報変更

⇒ 会員情報配信支援(JASAホームページ掲載/メール・SNS発信)

=====

≫ JASA Member News受信希望者の追加・削除は、上記Email宛にお知らせください。

「」」」」 発信元 「」」」」

一般社団法人 組込みシステム技術協会

Email jasainfo@jasa.or.jp

Facebook: <https://www.facebook.com/Embedded>

Twitter: <https://twitter.com/JASA07057256>